

平成 27 年 5 月 15 日

介護福祉用具のレンタルに係る現状回復サービスについて 保険業法上の取扱いが明確になりました ～産業競争力強化法の「グレーゾーン解消制度」の活用～

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」について、経済産業省所管の事業分野の企業からの照会に対して、回答を行いました。

1. 「グレーゾーン解消制度」の活用結果

今般、事業者より、介護福祉用具のレンタル卸取引に関連して、レンタル期間中又はレンタル取引終了時に目的物件の滅失・毀損が判明した場合に、レンタル先に借主が修理・交換の費用を負担することなく、貸主である事業者にて現状回復を行うサービスについて、保険業法における「保険業」に該当するか否か照会がありました。

当該サービスは、介護福祉用具のレンタル卸を行う事業者が、レンタル契約を締結した貸与先事業者を対象に、有償で、レンタル期間内の目的物件の滅失・毀損に対する現状回復サービスを提供するものです。

関係省庁が検討を行った結果、本事業内容については、

- ①当該レンタル契約が、物の売買に類似していること
- ②本保証サービスが、レンタル契約との密接関連性・一体性が認められること
- ③保証対象が、レンタル契約の対象物件（介護福祉用具）に限定されていること
- ④本保証サービスはレンタル契約、個別契約終了に連動して終了すること
- ⑤事業者の監督下にて修理・交換業務が行われ、事業の責任主体が明確であること
- ⑥その他、保険業法の規制を及ぼすべき特段の事業がないこと

等を総合判断し、保険業法において規定する「保険業」には該当しないことが確認されました。

これにより、介護福祉用具の借主側における、物件利用の利便性が高まること、ひいては、介護福祉用具市場のさらなる拡大が期待されます。

2. 「グレーゾーン解消制度」の概要

産業競争力強化法に基づく「グレーゾーン解消制度」は、事業に対する規制の適用の有無を、事業者が照会することができる制度です。

事業者が新事業活動を行うに先立ち、あらかじめ規制の適用の有無について、政府に照会し、事業所管大臣から規制所管大臣への確認を経て、規制の適用の有無について、回答するものです(本件の場合、事業所管大臣は経済産業大臣、規制所管大臣は内閣総理大臣となります)。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 商務情報政策局 医療・福祉機器産業室

担当者:菅原、森井、宇野

電話:03-3501-1511(内線 4051~3)

03-3501-1562(直通)